

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年4月23日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号では、幼児用補助装置に係る義務の免除が規定されているが、授乳以外のその他の日常生活上の世話については、警察庁と奈良県警察の見解が相違している。この点について、犯罪構成要件としての明確性原則について公安委員で協議した内容が分かるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年4月27日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないとして、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年5月26日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、原処分を取り消し、犯罪構成要件としての明確性原則について公安委員で協議した内容を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成29年6月19日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、犯罪構成要件としての明確性原則について公安委員で協議した内容を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

警察庁と奈良県警察では、道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号の幼児

用補助装置に係る義務の免除規定に関する見解が相違している。

警察庁では、平成11年9月22日付け丙交企発第89号等による警察庁交通局長通知において、おむつの交換等の日常生活上の世話を免除規定に該当するものと取り扱っているのに対し、奈良県警察は、授乳行為以外で免除されるのは、いわゆる緊急避難行為に該当する場合のみであり、おむつの交換はこの緊急避難行為に該当せず、道路交通法違反であるとしている。

この点について、授乳行為が免除規定に該当する一方で、おむつを交換する行為が免除規定に該当しないとするのは、授乳行為を怠ると水分補給ができず幼児の生死にかかわる状況が起り得るためこれをやむを得ないものとして認容し、一方、おむつは元々便所以外でも排泄できるためのものであり、本来の目的で使用しているものを車で交換することは交通安全上の支障となるものであるからと私なりに解釈しているが、奈良県警察からはこのような説明はなされず、おむつの交換中に起きた悲惨な事件の再発防止を図るためであると警察官自らの経験則に基づいた説明を行っている。

そもそも公安委員会制度の目的とするのは、強制執行権を持つ警察権力を民主的コントロールの下に置くことであると解されるから、本件のように罪刑専断主義が疑われる事件における公安委員が果たすべき職責の重要性を考えれば、犯罪構成要件としての明確性原則にかかる協議がなされていないとは想定できず、憲法で保障されている基本的人権保障の観点から何らかの協議が行われて然るべきである。

最後に、行政不服審査法の目的の1つである行政の適正な運営を確保するため、奈良県公安委員会におかれては、おむつを交換する行為が国会における立法過程で政策的な見地からこれをやむを得ないものとして想定していたのではないのかという点を職業的公務員ではない委員相互において民主的見地から十分に議論、意見交換して頂くこと望むものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、免除規定の解釈が警察庁と奈良県警察では相違するため、この点についての犯罪構成要件に係る明確性の原則に関して、公安委員が協議した内容が分かるものを開示せよとの趣旨である。

したがって、開示請求に係る文書を「実施機関が、免除規定の犯罪構成要件を明確にすることについて協議した文書」と解釈した。

(2) 不存在とした理由

免除規定には、幼児用補助装置の使用義務の免除について「運転者以外のものが授乳その他の日常生活上の世話（幼児用補助装置を使用させたままでは行うことができないものに限る。）を行っている幼児を乗車させるとき。」と規定されている。

このような道路交通法施行令の規定に関して、法令解釈を示すのは当該法令を所管する警察庁であり、奈良県警察が有権的解釈権を有するものではない。したがって、奈良県警察において当該法令解釈に係る検討等を行われていない。

次に、犯罪構成要件に係る明確性の原則に関する公安委員の協議であるが、そもそも奈良県警察が道路交通法施行令の法令解釈等をしていないことから、実施機関でこ

の点についての協議を行うことはない。

また、実施機関が保有する行政文書は、奈良県公安委員会文書管理規程第6条において、

- ① 公安委員会会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）
- ② 警察法第43条の2（監察の指示等）に規定する事務に関する行政文書
- ③ 警察法第79条（苦情の申出等）に規定する事務に関する行政文書
- ④ その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書

と規定されているが、②、④の文書は請求日現在、実施機関では保有していない。

残る①公安委員会会議録及び③苦情の申出等の文書については、念のため、保有する文書の中から「犯罪構成要件」及び「明確性の原則」に関する記述を検索したが、該当する文書は無かったものである。

以上のことから、実施機関では開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、本件処分を行ったものである。

なお、審査請求人は、審査請求書でその他種々の主張をしているが、本件不開示決定の判断に影響を及ぼすものではない。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号では、幼児用補助装置に係る義務の免除が規定されているが、授乳以外のその他の日常生活上の世話については、警察庁と奈良県警察の見解が相違している。この点について、犯罪構成要件としての明確性原則について公安委員で協議した内容が分かるもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

本件開示請求は、道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号の幼児用補助装置に係る義務の免除規定の一部の解釈が警察庁と奈良県警察で相違していると審査請求人が主張する点について、犯罪構成要件に係る明確性の原則に関して、公安委員が協議した内容が分かるものの開示を求める趣旨であることから、審査請求人が開示を求めている行政文書は、実施機関が、免除規定の犯罪構成要件を明確にすることについて協議した文書であると解される。

このことについて、事務局を通じて実施機関に確認すると、都道府県公安委員会は、警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう都道府県警察に対して事前事後の監督を行うことを職務とし、個別の法規の解釈について議論する場ではないことから、犯罪構成要件に係る明確性の原則に関する協議について、会議等に上程されたことはないとのことであった。

よって、個別の法規の解釈は公安委員会が通常行う事務ではなく、本件においてもこのような事務を行っていないと推認されるため、実施機関が、本件について犯罪構成要件に係る明確性の原則に係る協議を行っておらず、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとしても不自然ではない。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測される特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
平成 29 年 6 月 19 日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6 年 1 月 26 日 (第 272 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 3 月 11 日 (第 273 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 5 月 10 日 (第 274 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 6 月 14 日 (第 275 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 7 月 19 日 (第 276 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 6 年 8 月 19 日 (第 277 回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 6 年 9 月 25 日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
く ぼ ひろ こ子 久 保 博 子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	会長代理
たか や まさ し史 高 谷 政 史	弁護士	
たけ むら と も こ子 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
はやし あき とも大 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	